

佐用町規則第 9 号

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則

佐用町行政組織規則（平成17年佐用町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第28条第10号中「・更生保護女性会」を削り、同条中第33号を第36号とし、第32号を第34号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(35) ひきこもり支援に関する事。

第28条中第31号を第33号とし、第28号から第30号までを 2 号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の 2 号を加える。

(28) こども家庭センターに関する事。

(29) 家庭児童相談に関する事。

第29条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を削り、第20号を第18号とし、第21号を第19号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 1 7 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町規則第 9 号

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

佐用町長 庵 途 典 章